

われわれ栃木県学習塾テスト協議会会員は、この綱領を尊重し遵守することを誓う。

第1条 われわれは、児童生徒およびその保護者が正確かつ客観的に学力を判断し、そのうえで学力増進のために適切な手段を講じるとともに、主体性をもって進路を選択するための指針となるべき資料を提供するために、栃木県進学模試を実施する。したがって、われわれが実施する進学模試から得られた如何なるデータも、これ以外の目的には使用しない。また、児童生徒のプライバシー保護のうえから、児童生徒およびその保護者以外には、個人データを提供しない。

第2条 児童生徒およびその保護者が正確かつ客観的に学力を判断し、そのうえで学力増進のために適切な手段を講じるとともに、主体性をもって進路を選択するための指針としてデータを利用するためには、当該データが信頼に足るものでなければならない。こうした要請にこたえるために、われわれは、問題漏洩のような不祥事が生じることのないよう、厳密かつ厳正なテスト運営に細心の注意を払うとともに、受験者の進路に関する追跡調査等には、最大限の努力を払い協力する。

第3条 われわれの実施する栃木県進学模試は、より多くの児童生徒の参加を得ることで、その有効性をいっそう増大させることができる。したがって、われわれは、本会全体としてもまた本会の活動に参加する個人としても、栃木県進学模試の規模の拡大に向けて協力する。

付則

- 1 本綱領は、1996年5月16日の定例総会によって制定され、同日より施行する。
- 2 本綱領は、2003年6月12日の定例総会で一部改正を行い、同日より施行する。